

※本資料につきましては、施設で従事する配置医師の先生方や、診療報酬請求事務ご担当者さまにもご覧いただきますよう、ご配慮方よろしくをお願いします。



大阪府広報担当副知事もずやん

◆福祉施設における医療費の適正な保険請求等にあたって

- I 特別養護老人ホームにおける医療費の適正な保険請求
- II 特別養護老人ホームで実施される訪問歯科診療
- III 指定障害者支援施設等における医療費の適正な保険請求
- IV 特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設等において配置医師以外の保険医が診療する場合の取扱い

◆柔道整復、はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費について

令和 7 年 4 月

大阪府 健康医療部 健康推進室

国民健康保険課 医療指導グループ

【お問合せ先】

Tel 06-6941-0351

(内線 2474)

◆医療費の適正な保険請求等にあたって

I. 特別養護老人ホームにおける医療費の適正な保険請求

特別養護老人ホームに入所している患者に対する診療で、下記に掲げる診療報酬については算定できません。返還となるケースが多いことから、ご注意ください。

特別養護老人ホームの「配置医師」の診療の一部

特別養護老人ホームに入所している患者に対して配置医師（併設医療機関の医師も含む）が診療を行った場合、介護報酬等において評価されているため、次の診療報酬は算定できません。

- | | |
|------------|---------------------|
| ・初診料 | ・再診料 |
| ・外来診療料 | ・往診料 |
| ・特定疾患療養管理料 | ・生活習慣病管理料（Ⅰ）、（Ⅱ） |
| ・退院前訪問指導料 | ・在宅自己注射指導管理料 他 |

特別養護老人ホームに入所している患者に対する診療の一部

「配置医師（併設医療機関の医師も含む）」であるか否かに関わらず、特別養護老人ホームに入所している患者に対する診療で次の診療報酬については、算定できません。

- | | |
|---|-----------------------|
| ・在宅療養指導料 | |
| ・診療情報提供料（Ⅰ）（注2、注4及び注16に該当する場合に限る。） | |
| ・在宅患者訪問診療料 Ⅰ・Ⅱ（※） | ・在宅患者共同診療料2及び3 |
| ・在宅時医学総管理料 | ・施設入居時等医学総管理料（※） |
| ・在宅患者訪問看護・指導料 及び 同一建物居住者訪問看護・指導料（※） | |
| ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料（※） | ・在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 |
| ・訪問看護指示料（※） | ・介護職員等喀痰吸引等指示料 |
| ・在宅患者訪問薬剤管理指導料（※） | |

他

（※）特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍等であるものを除く。

特別養護老人ホームの職員が行った医療行為

特別養護老人ホームの看護師、理学療法士等の職員が行った医療行為は、診療報酬を算定できません。

Ⅱ. 特別養護老人ホームで実施される訪問歯科診療

特別養護老人ホームに入所している患者に対する歯科訪問診療の算定できる要件等は、次のとおりです。

また、保険請求をする場合、患者さんの一部負担金を減免することは、規則違反(※)となります。

なお、歯科訪問診療の日常的な口腔ケア(施設が委託等したものを含む。)は、保険診療の対象にはなりません。
※保険者が交付する一部負担金免除証明書を提示する患者を除く。

歯科訪問診療料が算定できる要件

〈主な事項のみ掲載〉

- ① 在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者
- ② 次のいずれかに該当する訪問歯科診療
 - ・患者の求めに応じた歯科訪問診療
 - ・歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療が必要と認められた患者に対する当該患者の同意を得た歯科訪問診療

【参考】

【令和6年6月1日現在】

		同一の建物に居住する患者数				
		1人	2人以上 3人以下	4人以上 9人以下	10人以上 19人以下	20人以上
患者1人につき診療に要した時間	20分以上	歯科訪問診療1 【1,100点】	歯科訪問診療2 【410点】	歯科訪問診療3 【310点】	歯科訪問診療4 【160点】	歯科訪問診療5 【95点】
	20分未満		歯科訪問診療2 【287点】	歯科訪問診療3 【217点】	歯科訪問診療4 【96点】	歯科訪問診療5 【57点】

※保険医療機関は、在宅療養患者以外の患者に「歯科訪問診療2」、「歯科訪問診療3」、「歯科訪問診療4」、「歯科訪問診療5」のいずれかを算定した場合は、歯科訪問診療の実施日の属する月に、「歯科訪問診療を行った「日時」、「歯科医師の氏名」が記載された文書」を、患者若しくはその家族又は介護施設職員等の関係者のいずれかに提供する必要があります。

上記の提供文書を受け取られた際は、入所者の診療記録として保管・ご活用ください。

歯科訪問診療料が算定できない例

- ・保険医療機関と施設との距離が16km(※)を超える場合

※保険医療機関を中心とする半径16km圏域の外側に患家(施設)が所在する場合

【例外】当該保険医療機関からの歯科訪問診療を必要とする絶対的な理由のある場合。

※ 詳しくは以下の大阪府ホームページをご覧ください。

○福祉施設(特別養護老人ホーム等)における医療保険請求(施設・医療機関向け)

https://www.pref.osaka.lg.jp/o100080/kokuho/iryouseido/shisetu_seikyu.html

大阪府 福祉施設(特別養護老人ホーム等)における医療保険請求

検索

【特別養護老人ホームで実施される訪問歯科診療】

・令和6年厚生労働省告示第57号《診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)別表第2(歯科点数表)P29～》

・厚生労働省保健局医療課長通知(令和6年3月5日付け 保医発0305第4号)

《診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)別添2(歯科点数表)P38～》

Ⅲ. 指定障害者支援施設等における医療費の適正な保険請求

指定障害者支援施設等に入所している患者に対して、配置医師等が診療を行い、以下に該当する場合は、自立支援給付、措置費等の他の給付において評価されているため、記載する診療報酬は算定できません。返還となるケースが多いことから、ご注意ください。

1. (1)～(5)のいずれかに該当する医師が、それぞれの配置されている施設に入所している患者に対して行った医療の一部

(1)病院又は診療所と以下の種別の施設が合築又は併設されている場合の、当該病院又は診療所の医師

①指定障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設に限る。）、

②盲導犬訓練施設、③救護施設、④児童心理治療施設

(2) 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)第4条第1項の規定に基づき指定障害者支援施設に配置されている医師

(3) 障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護を行う事業所に配置されている医師

(4) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第2号の規定に基づき、救護施設(定員111名以上)に配置されている医師

(5) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第73条第1項の規定に基づき、児童心理治療施設に配置されている医師

指定障害者支援施設等の「配置医師」が行う診療の一部

指定障害者支援施設等に入所している患者に対して、配置医師（併設医療機関の医師も含む）が行った診療については、自立支援医療、措置費等の他給付（以下「他給付」という。）において評価されているため、以下の診療報酬は算定できません。

- | | |
|--------|-----------|
| ・初診料 | ・再診料 |
| ・外来診療料 | ・小児科外来診療料 |
| ・往診料 | |

2. 指定障害者支援施設等に入所している患者に対する診療の一部

① 全ての施設の配置医師が算定できない診療報酬

指定障害者支援施設等に入所している患者に対する一部の診療については他給付で評価されていることから、以下の診療報酬は算定できません。

- | | |
|------------------|------------------|
| ・特定疾患療養管理料 | ・認知症地域包括診療料 |
| ・小児かかりつけ診療料 | ・生活習慣病管理料（Ⅰ）、（Ⅱ） |
| ・退院前訪問指導料 | ・在宅自己注射指導管理料 |
| ・在宅小児低血糖症患者指導管理料 | ・在宅酸素療法指導管理料 他 |

② 指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）の配置医師が算定できない診療報酬

上記①に加え

- ・小児科療養指導料

③ 児童心理治療施設の配置医師が算定できない診療報酬

上記①に加え

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・通院・在宅精神療法 | ・救急患者精神科継続支援料 |
| ・心身医学療法 | ・通院集団精神療法 |
| ・精神科作業療法 | ・精神科ショート・ケア |
| ・精神科デイ・ケア | ・精神科ナイト・ケア |
| ・精神科デイ・ナイト・ケア | ・小児特定疾患カウンセリング料 |

3. 指定障害者支援施設等に入所している患者に対する医療の一部

配置医師（併設医療機関の医師も含む）であるか否かに関わらず、以下のいずれかの施設に入所している患者については、次に掲げる診療報酬の算定の対象としない。

- (1) 指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）
- (2) 療養介護事業所
- (3) 救護施設(定員 111 名以上)
- (4) 児童心理治療施設

上記施設に入所している患者について、算定できない診療報酬

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------|
| ・在宅療養指導料 | |
| ・診療情報提供料(Ⅰ)(注2、注4及び注 16 に該当する場合に限る。) | |
| ・在宅患者訪問診療料 Ⅰ・Ⅱ(※) | ・在宅患者共同診療料2及び3 |
| ・在宅時医学総合管理料 | ・施設入居時等医学総合管理料(※) |
| ・在宅患者訪問看護・指導料 及び 同一建物居住者訪問看護・指導料 | |
| ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料 | ・在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 |
| ・訪問看護指示料 | ・介護職員等喀痰吸引等指示料 |
| ・在宅患者訪問薬剤管理指導料 | 他 |
- (※) 指定障害者支援施設(生活介護を行う施設に限る。)の入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。

4. 指定障害支援施設（生活介護を行う施設に限る。）における例外として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発0126001号）第三の1により医師を配置しない取扱いとしている場合における当該施設に入所している者に対して行った診療については、上記1（初再診料等）及び3（在宅療養指導料等）による取扱いの対象としない。

ただし、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

配置医師を設置しない取扱いとしている指定障害者支援施設でも算定できない診療報酬

- | | |
|---|---------------------------------|
| ・在宅患者訪問看護・指導料 | ・同一建物居住者訪問看護・指導料 |
| ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料 | ・訪問看護指示料 |
| ・精神科訪問看護・指導料 | ・精神科訪問看護指示料 |
| ・訪問看護基本療養費 | ・精神科訪問看護基本療養費 |
| ・訪問看護管理療養費（24時間対応体制加算、特別管理加算、退院時共同指導加算、退院支援指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、看護・介護職員連携強化加算、専門管理加算及び訪問看護医療DX情報活用加算を含む。） | |
| ・訪問看護管理療養費（在宅患者連携指導加算を算定する場合に限る。） | |
| ・訪問看護情報提供療養費 | ・訪問看護ターミナルケア療養費（遠隔死亡診断補助加算を含む。） |

5. 指定障害者支援施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第6条の7第1号に規定する自立訓練（機能訓練）を行う施設及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設（以下、自立訓練（機能訓練）を行う施設等という。）では、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

自立訓練（機能訓練）を行う施設等で算定できない診療報酬

- | | |
|---|---------------------------------|
| ・在宅患者訪問看護・指導料 | ・同一建物居住者訪問看護・指導料 |
| ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料 | ・訪問看護指示料 |
| ・精神科訪問看護・指導料 | ・精神科訪問看護指示料 |
| ・訪問看護基本療養費 | ・精神科訪問看護基本療養費 |
| ・訪問看護管理療養費（24時間対応体制加算、特別管理加算、退院時共同指導加算、退院支援指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、看護・介護職員連携強化加算、専門管理加算及び訪問看護医療DX情報活用加算を含む。） | |
| ・訪問看護管理療養費（在宅患者連携指導加算を算定する場合に限る。） | |
| ・訪問看護情報提供療養費 | ・訪問看護ターミナルケア療養費（遠隔死亡診断補助加算を含む。） |

IV. 配置医師以外の保険医が診療する場合の取扱い

特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設等に入所している患者に対する診療で、保険医が配置医師でない場合、算定できるケースと算定できないケースがありますので、ご注意ください。

保険医が配置医師でない場合の診療

- (1) 患者の傷病が配置医師の専門外にわたるものであり、入所者又はその家族等の求め等を踏まえ、入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めがある場合に限り、以下の診療報酬を算定できる。
- (2) (1)に関わらず、入所者又はその家族等の求めや入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めが明らかではない場合であっても、緊急の場合であって、施設の管理者の求めに応じて行った診療について、以下の診療報酬を同様に算定できる。

- ・初診料
- ・再診料(外来診療料を含む)
- ・往診料
- ・検査(医科点数表第2章第3部の検査に係る診療報酬)
- ・処置等(医科点数表第2章第9部の処置等に係る診療報酬)

ただし、入所者の求めによってではなく、医学的な健康管理のために定期的に特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設等を訪問して診療する場合は、その保険医は配置医師とみなされ、初診料、再診料(外来診療料を含む)及び往診料が算定できません。

個別的な入所者からの求めに対応するためのものなのかを確認の上、算定してください。

※詳しくは、「大阪府ホームページ」に掲載しています、厚生労働省通知文書《「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について》等をご覧ください。

◆大阪府ホームページ

福祉施設(特別養護老人ホーム等)における医療保険請求(施設・医療機関向け)

http://www.pref.osaka.lg.jp/o100080/kokuho/iryouseido/shisetu_seikyu.html

大阪府 福祉施設(特別養護老人ホーム等)における医療保険請求

検索

【福祉施設における医療費の適正な保険請求】

○厚生労働省保険局医療課長通知(令和6年3月27日付け 保医発0327第9号)

《「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について》

○厚生労働省保険局医療課長通知(令和6年3月27日付け 保医発0327第8号)

《「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について》

○厚生労働省保険局医療課事務連絡(平成18年4月24日付け)

《「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて」の運用上の留意事項について》

◆柔道整復、はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費について

1. 経済上の利益の提供による誘引の禁止

施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品(いわゆる紹介料)を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費(健康保険)支給の対象外です。

2. 施術には、健康保険を「使えるもの」と「使えないもの」があります

保険適用 施術種別	○ 使えます	× 使えません
柔道整復師の施術 (整骨院・接骨院など)	・骨折、脱臼、打撲および捻挫 (肉ばなれ)を含む ※骨折および脱臼は、応急の場合を除き 医師の同意書などが必要です	・単なる肩こり、筋肉疲労 ・交通事故等による後遺症 ・仕事中に起きた事故による負傷 など
はり師・きゅう師の 施術 (鍼灸院など)	・医師の同意書等を得た、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など	・原則として左記以外のもの ・保険医療機関で同一疾病を治療中の場合
あん摩マッサージ 指圧師の施術 (マッサージ院など)	・医師の同意書等を得た、筋まひ・筋萎縮・関節拘縮など、医療上のマッサージを必要とする症例	・原則として左記以外のもの ・疲労回復や慰安が目的のあん摩マッサージ

3. 施術のうち、往療には健康保険の「対象となるもの」と「対象とならないもの」があり、下記のそれら主だったものを記載します。

柔道整復施術	◇往療料は、下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由により患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に算定できるものであり、単に患者の希望のみにより又は定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には算定できない。 ◇同一の建築物に居住する複数の患者を同一日に施術した場合、往療料は別々には算定できない。
はり、きゅう及び あん摩マッサージ の施術	◇あん摩マッサージについては、主治の医師から同意を得た往療であること。 ◇往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等が突発的に発生したことにより通所して施術を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に算定できる。 ◇治療上真に必要があると認められる場合に支給できる治療上真に必要があると認められない場合又は単に患家の求めに応じた場合については往療料を算定できない。